

特任教員（特任教授、特任准教授）公募要領

1	募 集 件 名	特任教授、特任准教授の公募			
2	所 属	名古屋大学 未来社会創造機構 「名古屋市寄附講座（量子イノベーション）（仮称）R6.6.1設置予定」			
3	募 集 内 容	<p>[職務内容（業務内容）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋圏における量子技術の波及効果・産業創出に関する調査 ・量子技術の啓発普及 ・企業訪問 ・学内教員との研究連携 <p>研究内容の詳細は、以下の研究室HPをご覧ください。 https://nls.mirai.nagoya-u.ac.jp/research.html#sec4</p> <p>[勤務地] 愛知県名古屋市千種区 [募集人員] 特任教授・1名、特任准教授・1名 [着任期間] 2024年6月1日以降でできるだけ早い日</p>			
4	募 集 研 究 分 野	(大分類)	ナノテク・材料	ナノテク・材料	ナノテク・材料
		(小分類)	ナノ構造物理	ナノ構造化学	ナノバイオサイエンス
5	勤 務 形 態	<p>常勤（任期あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2027年3月31日まで ・東海国立大学機構職員の任期に関する規定 <p>https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110011019.htm</p>			
6	応 募 資 格	<p>[必要な特定分野の資格・条件（学位などを含む）・専門性等の詳細]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 博士の学位を有する方、もしくは企業の研究・開発分野で部長以上の職務で活躍された方 2. 量子技術分野に興味があり、物理化学、合成化学、材料化学、電子工学、細胞生物学、顕微技術開発、生体イメージング分野のいずれかもしくは複数に精通されている方 3. 産学連携に興味を持ち、協調性をもってあたれる方 			
7	待 遇	<p>[採用後の待遇（給与、勤務時間、休日、雇用期間、保険等）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海国立大学機構職員就業規則の定めるところによる。 <p>https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110010928.htm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与は本学において定める年俸制とする。 			
8	応 募 期 間	2024年3月31日必着（適任者の採用が決まり次第、募集を締め切ります。）			

9	応募・選考 結果通知 連絡先	<p>[応募方法（提出書類の送付先）]</p> <p>以下の書類を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.履歴書（自由形式。最近の写真を貼付し、連絡先の電話番号とe-mailアドレスを必ず明記すること。） 2.研究業績リスト（学術雑誌論文、国際会議論文、著書、特許、受賞、その他特記事項などに区分して、連名の場合は全員の氏名を記載し、本人名に下線をつけること。） 3.これまでの研究概要（A4版で2ページ程度） 4.本人についての所見を求め得る方2名の氏名・所属・連絡先 5.類型該当性の自己申告書（下記 URL より様式をダウンロードください。） https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/zXHTc8eBAB8Hmcs <p>書類提出先：応募書類は1つのPDFファイル（ファイルサイズ10MB以内）にまとめ、以下のアドレスに添付で送信してください。その際、件名を「未来社会創造機構 名古屋市寄附講座（氏名）」として下さい。なお、受け取り確認メールを受領後3日以内に送信しますので、ご確認下さい。</p> <p>kiyonaka@chembio.nagoya-u.ac.jp</p> <p>問い合わせ： 〒464-8603 名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院工学研究科 生命分子工学専攻 清中 茂樹 Tel: 052-789-4275, Fax:052-789-3221 E-mail: kiyonaka@chembio.nagoya-u.ac.jp</p>
		<p>[選考内容（選考方法、採否の決定）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類選考の上、面接を実施します。 ・選考結果は決定次第、通知します。
10	そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 名古屋大学は業績（研究業績、教育業績、社会的貢献、人物を含む）の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用します。 2. 2021年11月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。 3. 提出された書類については、本選考以外の目的には、使用しません。 4. 応募書類は、返却しません。 5. 面接に要する交通費は支給しません。